

大阪医科薬科大学 学則

(昭和27年2月20日施行)

第1章 総則

(理念)

第1条 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

(目的)

第2条 本学は、前条の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

(自己点検及び評価)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

(学部及び大学院)

第4条 本学に、医学部医学科、薬学部薬学科及び看護学部看護学科を置く。

- 2 医学部医学科の入学定員は110名、収容定員は660名とする。
- 3 薬学部薬学科の入学定員は294名、収容定員は1,764名とする。
- 4 看護学部看護学科の入学定員は85名、収容定員は340名とする。

第4条の2 この学則に定めるもののほか、各学部の必要な事項は、本学医学部規程、薬学部規程及び看護学部規程（以下、「学部規程」という。）に定める。

第5条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学大学院学則の定めるところによる。

(修業年限)

第6条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。
- 3 看護学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 医学部医学科の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次に区分し、各区分において4年を超えることはできず、通算して12年以内とする。

2 薬学部薬学科の在学年限は、第1学年次から第4学年次までは、同一年次に2年を超えて在学することはできず、通算して12年以内とする。ただし、同一年次の在学年数が年度の途中で2年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当該学年に在学することができる。

3 看護学部看護学科の在学年限は、通算8年以内とする。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上必要と認められた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

第2章 入学、再入学及び転入学

(入学等の時期)

第11条 入学、再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文

科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣の指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、18歳に達した者

（入学志願手続）

第13条 入学志願者は、所定の入学願書及び学部規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

（合格者の選考）

第14条 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

（入学手続及び入学許可）

第15条 前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を学長に提出するとともに、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

- 2 保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。
- 3 保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。

第16条 学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（再入学）

第17条 本学を退学した者又は第30条第4号により除籍された者で、再入学を志願する者については、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。

- 2 再入学に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（転入学）

第17条の2 他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者については、学長が入学を許可することができる。

（転学部）

第17条の3 転学部を願い出る者がいるときは、選考の上、許可することがある。

- 2 転学部の取扱いについては、別に定める。

第3章 教育課程及び履修等

(教育課程及び履修方法)

第18条 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、学部規程に定める。

- 2 総合的な学力等を判定する試験（統合的な試験）を所定の課程に加えることができる。
- 3 本学則に定めるもののほか、履修方法の細目については、学部規程に定める。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義、チュートリアル及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(成績の評価)

第21条 授業科目の成績は、試験その他の評価により行う。

- 2 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。
- 3 不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。
- 4 試験及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

第21条の2 前条の評価に対してグレード・ポイント（以下、「GP」という。）を設定し、GPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）を算出する。

- 2 GP及びGPAの取扱いについては、学部規程に定める。

(追試験)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがある。

- 2 追試験の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位の認定)

第23条 授業科目の成績の評価を行い、合格とされた学生に対し、所定の単位を与える。

- 2 前項の単位認定は、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(既修得単位の認定)

第24条 他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の定めにより認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。

3 前2項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(他学部及び他大学等における授業科目等の履修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、本学の他学部及び他の大学等（外国の大学等を含む。）との協議に基づき、学生に当該学部及び当該大学等の授業科目等を履修させることができる。

2 前項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第4章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学)

第26条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学に関する取扱いは、学部規程に定める。

(復学)

第27条 休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。

3 第1項の規定により復学が許可された場合には、休学前の既修得単位及び成績はそのまま認める。

(転学)

第28条 他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

(退学)

第29条 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、必要に応じその他書類の提出を求める場合がある。

2 学業成績の不振が一定期間続く学生に対しては、退学を命ずることがある。

(除 籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定し、除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 在学年内に所定の単位を修得できないことが明らかな者
- (3) 学部規程に定める休学年限を超えてなお復学できない者
- (4) 第35条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第5章 進級及び卒業

(進 級)

第31条 当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

(卒 業)

第32条 第6条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては学部規程に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（医学）の学位を授与する。

2 前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。

3 第6条に定める修業年限以上在学し、薬学部薬学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（薬学）の学位を授与する。

4 第6条に定める修業年限以上在学し、看護学部看護学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（看護学）の学位を授与する。

第6章 賞 罰

(褒 章)

第33条 成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、学生を褒賞することができる。

(懲 戒)

第34条 教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学学生等懲戒

規程に定める。

第7章 入学金及び学費

(入学金及び学費)

第35条 入学金及び学費の額は、別表に定める。

- 2 入学金及び学費は、原則として返還しない。
- 3 入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することがある。
- 4 第1項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に定める。
- 5 学費の納入に関する取扱いについては、学部規程に定める。

(休学の場合における学費)

第36条 休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。

ただし、学期途中で復学した者は、当該学費を納入しなければならない。

- 2 在籍料の額は、学部規程に定める。

第8章 研究生

(研究生)

第37条 本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

第9章 委託生、聴講生等

(委託生及び聴講生)

第38条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。

- 2 本学開設の授業科目の中から聴講することを希望する者があるときは、聴講生として許可することがある。
- 3 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

第39条 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他の大学等に在学中の者を単位互換履修生として、本学における授業科目を履修させることができる。

- 2 特定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 3 単位互換履修生及び科目等履修生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(外国人留学生)

第40条 第12条に定める入学資格を有する外国人が本学に入学を志願するときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第41条 本学に公開講座を設けることがある。

第11章 学生の福利・厚生

(学生の福利・厚生)

第42条 本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

第12章 職員組織

(職員組織)

第43条 本学に学長、学部長、附属病院長、図書館長その他の職員を置く。その規則は、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、本学に副学長、学長補佐を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長及び学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。

5 学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。

第44条 本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。

第45条 本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。

第46条 本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

第13章 教授会

(教授会)

第47条 教育研究に関する事項の審議機関として、各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設

(附属施設)

第48条 本学に大学図書館、その他の附属施設を設ける。その規則は、別に定める。

第49条 本学に大学病院を設ける。その規則は、別に定める。

第15章 その他の組織

(その他の組織)

第50条 本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。

2 個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

第16章 その他

(改 廃)

第51条 この学則の改廃は、各学部の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

(中 略)

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年度から令和3年度までの医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、薬学部薬学科の収容定員は令和3年度1,721名、令和4年度1,740名とする。
- 3 改正後の第4条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第2項、第32条第3項の規定にかかわらず、令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として、薬学部薬科学科(4年制)を置く。なお、同学科は大阪薬科大学において学生募集を停止していたことを受け、新規の学生募集は行わず、令和3年度における第4学年次の収容定員を2名、令和4年度以降の収容定員を0名とし、在籍学生がいなくなった時点で廃止するものとし、同学科の取扱いは薬学部規程及び薬科学科規程に定める。
- 4 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生の大阪薬科大学における修業年数及び在学年数については、改正後の第6条第2項及び第7条第2項に規定する修業年限及び在学年限に継承する。
- 5 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生のうち、平成26年度以前の入学生については、改正後の第7条第2項中の「2年」を「3年」に読み替える。
- 6 薬学部規程に定めることとする取扱いのうち、改正後の第3章及び第5章に関する事項

の令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生への適用については、薬学部規程細則に大阪薬科大学の入学年度に応じた個別の取扱いを定める。

(別表)

(1) 医学部医学科

項目		金額(年額)	備考
入学金		100万円	入学時
学費	授業料	188万円	
	実習料	34万5千円	
	施設拡充費	126万円	
	教育充実費	200万円	入学年次
		150万円	2年次以降

(2) 薬学部薬学科

項目		金額(年額)	備考
入学金		40万円	入学時
学費	授業料	120万円	
	施設・設備費	60万円	

(3) 看護学部看護学科

項目		金額(年額)	備考
入学金		30万円	入学時
学費	授業料	110万円	
	実習料	20万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者及び助産学実習受講者を除く
		30万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者対象
		50万円	助産学実習受講者対象
施設拡充費	30万円		

大阪医科薬科大学 薬学部規程

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

- 第1条** この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）に設置する薬学部薬学科について、本学学則（以下、「学則」という。）に基づく必要な事項を定める。
- 2 この規程に定めのない事項については、薬学部教授会（以下、「教授会」という。）の議を経て、学長が決定する。
- 3 本学に設置する薬学部薬科学科について必要な事項は、本学薬学部薬科学科規程に定める。

(目 的)

- 第2条** 薬学部薬学科の目的は、次の各号に定める。
- (1) 生命の尊厳と人権の尊重を基本に、人々の生き方や価値観を尊重できる豊かな人間性を育成する。
- (2) 多様な人材と共同し、薬学や医療の分野で国際的に通用する新しい知識や技術を創造できる能力を育成する。
- (3) 科学的知識と倫理的判断に基づき、薬学に関する専門知識、情報や技術を効果的に活用した医療が実践できる能力を育成する。
- (4) 薬剤師として地域社会の特性を学び、多職種と連携し協働してさまざまな健康課題に取り組むことができる能力を育成する。
- (5) 薬剤師として専門能力と教育能力を自律的に探求し、継続的に発展させる基本的姿勢を育成する。

(授業科目、履修及び授業日程の公示)

- 第3条** 授業科目、単位数及び配当年次は別表1のとおりとする。
- 2 授業科目は原則として、配当されている学年次において履修しなければならない。
- 3 各学年次において履修する授業科目の内容、授業時間表及び担当教員はシラバスにより公示する。
- 4 各学年次において学生が1年間に履修できる授業科目の単位数の合計は、原則として55単位を上限とする。なお、各学年次での履修単位数を算定する際、複数の学年次にわたり配当されている授業科目は、その授業科目の単位数を各学年次に按分し算定する。
- 5 学業成績が優秀な学生は、前項に定める単位数の上限を適用しないことを認める場合がある。

(必修科目・選択必修科目・選択科目)

- 第4条** 授業科目は必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けて開講する。
- 2 選択必修科目及び選択科目の履修届は、所定の期日までに提出しなければならない。ただし、受講希望者が少ない場合には開講しないことがある。また、各選択科目で履修でき

る人数に制限を設けることがある。

- 3 履修届提出後の履修取消又は変更は、原則として認めない。ただし、授業科目によっては所定の期間に履修取消又は変更を認めることがある。

(授業時間・単位算定の基準)

第5条 学則第19条に定める授業時間は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習による授業は、原則として15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習及び実技による授業は、原則として45時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、講義及び演習については15時間から30時間までの範囲、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とすることができる。
 - (4) 授業は、原則として90分を1回とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別演習・実習の授業科目については、それに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業期間)

第6条 学期における授業期間は、定期試験等の期間を除き、原則として15週とする。ただし、教育上特別の必要がある場合、この期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績の評価は、授業科目毎に担当教員が授業内容に対する学生の学習到達度によって行い、到達目標及び成績評価方法はシラバスに示す。

- 2 前項の評価は、学則第21条の規定に基づき、秀(S) 100~90点、優(A) 89~80点、良(B) 79~70点、可(C) 69~60点、不可(D) 59点以下とする。なお、不可(D)のうち29点以下のものを特にEとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一部の授業科目は、論文、報告書等の審査により合・否を判定する。

(単位の認定)

第8条 前条の成績の評価により、合格とする者に所定の単位を認定する。

- 2 実習及び実技の単位の認定には、原則として授業回数のすべてに出席することを必要とする。
- 3 前項の出席回数が不足し、所定の期日までに欠席届及び理由書を添えて願い出たときは、補充の授業を許可することがある。

(GPA)

第9条 GPAは、各学期の履修科目によるGPA(以下、「学期GPA」という。)、各年度の履修科目によるGPA(以下、「年度GPA」という。)及び入学時からのすべて

- の学期の履修科目によるGPA（以下、「累積GPA」という。）の三種類を算出する。
- 2 学期GPAは、当該学期に履修したすべての授業科目の、当該学期の最終の成績評定により算出する。年度GPAは、当該年度に履修したすべての授業科目の、当該年度の最終の成績評定により算出する。また、累積GPAは、GPA算出時点までに履修したすべての授業科目の、算出時点での最終の成績評定により算出する。
 - 3 前項にかかわらず、次の各号に該当する授業科目はGPAの算出対象外とする。
 - (1) 可否で判定し、成績の評点を表示しない授業科目
 - (2) 学則第24条により本学における履修とみなし単位を与え、成績の評点を表示しない授業科目
 - 4 GPAの算出のためのGPは、授業科目履修の成績の評定ごとにSが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D及びEが0点とする。なお、試験を欠席した場合のGPは0点とする。
 - 5 GPAは、次の計算式により算出する。なお、得られた数値に小数が生じた場合は、小数点以下第3位を四捨五入し、通知する。
$$GPA = \frac{\text{「対象授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数」の合計}}{\text{「対象授業科目の単位数」の合計}}$$
 - 6 各学期の成績が確定した段階で、学期GPA、年度GPA、累積GPA、あるいはこれらの組み合わせが一定の基準を下回った場合は、成業の見込みを立てるため、当該学生に対し面談等による修学指導を行う。
 - 7 累積GPAが1未満の学期が3期続いた場合は、学則第29条第2項により退学を勧告する。
 - 8 前項の期間には、休学した学期は含まない。
 - 9 年度GPAは、指定する奨学金の選考に用いる。その他各種GPAは、学修成果の分析等に用いるものとする。

(試験の種類)

第10条 試験は定期試験、追試験、再試験及び特別再試験に分ける。

(定期試験)

第11条 定期試験を学期末に各1回行い、それぞれ前期定期試験及び後期定期試験とする。

- 2 前項のほか、定期試験について必要な事項は別に定める。

(追試験)

第12条 定期試験を欠席した者に対し、学期末に行う定期試験終了後に追試験を実施することがある。

- 2 前項のほか、追試験について必要な事項は別に定める。

(再試験)

第13条 再試験は原則として学期末に行う定期試験終了後に行う。

- 2 前項のほか、再試験について必要な事項は別に定める。

(特別再試験)

- 第14条** 第4学年次の再試験終了後、別に定める進級に必要な履修授業科目のうち、単位未修得科目について第4学年次特別再試験を行う。
- 2 第6学年次の再試験終了後、別に定める卒業に必要な履修授業科目のうち、単位未修得科目について第6学年次特別再試験を行う。
- 3 前2項のほか、特別再試験について必要な事項は別に定める。

(受験料)

- 第15条** 再試験及び特別再試験を受験する者は、受験料を納めなければならない。
- 2 受験料の額は、1科目あたり1千円とする。

(試験受験の心得)

- 第16条** 試験に関して不正な行為があったと認められた者については、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に基づき処分する。
- 2 試験受験に際しては、別に定める注意事項を遵守しなければならない。

(進 級)

- 第17条** 進級査定は、年度末に行う。
- 2 進級要件は、別に定める。

(卒 業)

- 第18条** 本学に6年以上在学し、別表2に定める履修すべき授業科目のすべての単位を修得したとき卒業が認められる。
- 2 卒業の認定は、毎年度末に行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度においてこれを行うことができる。

(留 年)

- 第19条** 進級要件又は卒業要件に抵触し、進級又は卒業できない場合は、原級に留め置く。その場合、既修得単位は認める。
- 2 原級に留め置かれた場合の必要な事項は、別に定める。

(再履修)

- 第20条** 進級要件に基づき進級した場合、原則として進級前年次までの単位未修得のすべての授業科目を再履修するものとする。
- 2 原級に留め置かれた場合、原則として当該年次までの単位未修得のすべての授業科目を再履修するものとする。

(休 学)

- 第21条** 病気その他やむを得ない理由により、3か月以上修学することができない者は、

学則第26条により休学を申請することができる。

- 2 休学を申請する者は、その理由を記した保証人連署の休学願を提出し、許可を得なければならない。
- 3 前項の休学願には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えなければならない。
- 4 休学中の在籍料については、月額2万円を納付しなければならない。

(休学期間)

第22条 休学期間は1年以内の学期単位を原則とし、年度をまたぐことはできない。引き続き休学しようとする者は、あらためて願い出て許可を得なければならない。

- 2 休学期間は通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は学則第7条に定める在学年限に算入しない。

(再入学)

第23条 本学を退学した者又は学則第30条第4号により除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願い出たときは、学力等について審議のうえ許可することがある。

- 2 再入学を願い出る者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。
- 3 再入学を許可された者は、学則第15条の規定により入学手続きをしなければならない。ただし、学則第30条第4号により除籍された者の再入学は、滞納した納付金を納付することを条件とする。また、既に提出した書類について変更がない場合は、これを省略することができる。
- 4 再入学を許可された者が退学前又は除籍前に修得した単位は認め、退学又は除籍までの在学年数は学則第7条の在学年限に算入する。

(入学検定料)

第24条 入学検定料は、3万5千円、ただし大学共通テスト利用入学試験は2万円とする。

(学費の納入に関する取扱い)

第25条 薬学部の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

(研究生)

第26条 研究生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (3) その他本学において短期大学卒業以上の学力があると認められた者
- 2 研究生の指導教員は審議のうえ定める。
 - 3 研究生は指導教員及び希望する科目の担当教員の許可を受けて講義を聴くことができる。
 - 4 研究生の研究期間は原則として1年とする。ただし、引き続き研究を必要とする場合にはさらに願い出て、その許可を得なければならない。
 - 5 研究生は、研究期間の終わりに当該研究成果について指導教員を経て、学長に提出しな

ければならない。

- 6 研究生で相当の成果をおさめた者には、審議のうえ、研究証明書を交付することがある。ただし、正規の課程による在学年数又は履修単位としては認定されない。

(委託生)

第27条 委託生を志望する者は、委託機関長からによる所定の願、その他必要書類を添えて願出なければならない。

- 2 委託生には、前条を準用する。
- 3 委託機関より特定事項について研究させるために受け入れる委託生を、委託研究生と称する。

(聴講生)

第28条 聴講生を志望する者は、所定の願、その他必要書類を添えて願出なければならない。

- 2 開講する授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講することができる。
- 3 聴講生に対しては、試験及び単位の授与を行わない。
- 4 他の大学又は短期大学との協議に基づき受け入れる聴講生を、特別聴講生と称する。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

第29条 単位互換履修生及び科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

- 2 前項の試験に合格した単位互換履修生及び科目等履修生には、所定の単位を与える。
- 3 単位を修得した科目等履修生には、願出により単位修得証明書を交付する。

(入学又は受入れ時期)

第30条 研究生、委託生、聴講生、単位互換履修生及び科目等履修生の入学又は受入れ時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときにはこの限りではない。

(納付金)

第31条 研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生の納付金は、別表3のとおりとする。ただし、研究生又は委託生の研究に要する特別の費用は、それぞれ研究生又は委託機関の負担とする。

(学則の準用)

第32条 研究生、委託研究生、特別聴講学生、単位互換履修生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生にはこの規程に定めるもののほか、学則を準用する。

(改 廃)

第33条 この規程の改廃は、教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第7条、第9条から第14条、第17条、第18条及び第20条に定める事項は、令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生には適用しない。
なお、これら事項については、大阪薬科大学の入学年度に応じた薬学部規程細則に個別の取扱いを定める。
- 3 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生の大阪薬科大学において修得した単位等については、薬学部に継承する。
- 4 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生の第22条第2項に規定する休学期間の上限の適用は、大阪薬科大学における休学期間と通算して取り扱う。
また、同転入学した学生の第23条第1項に規定する再入学の願出期限の適用は、大阪薬科大学における退学又は除籍の日から起算して取り扱う。

(別表1) 授業科目及び単位年次配当表

<薬学部薬学科：令和3年度以降入学者適用>

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 教 育 科 目	文学の世界	○	1		1									
	歴史と社会	○	1		1									
	地球環境論	○	1		1									
	政治と社会	○	1		1									
	基礎心理学	○	1		1									
	法と社会	○	1		1									
	経済の世界	○	1		1									
	数理論理学	○	1		1									
	社会分析の基礎	○			1		1							
	人間と宗教	○			1		1							
	文化人類学	○			1		1							
	倫理と社会	○			1		1							
	コーチング論	○			1		1							
	スポーツ・運動2	○			1		1							
	情報科学	○			1		1							
	情報科学演習	●		1										
	アカデミックスキル	●		1										
	身体運動科学	●		1										
	スポーツ・運動1	●		1										
	物理学1	●		1										
	物理学2	●			1									
	化学	●		2										
	生物学	●		1										
	数学1	●		2										
	数学2	●			1									
	数理統計学	●					2							
	英語リスニング1	●		1										
	英語リスニング2	●			1									
	英語リーディング1	●		1										
	英語リーディング2	●			1									
	英語スピーキング1	●				1								
	英語スピーキング2	●					1							
	英語ライティング1	●				1								
	英語ライティング2	●					1							
ドイツ語1 ※1	▲		1											
ドイツ語2 ※1	▲			1										
中国語1 ※1	▲		1											
中国語2 ※1	▲			1										
ハングル1 ※1	▲		1											
ハングル2 ※1	▲			1										
異文化言語演習1	●					1								
異文化言語演習2	●						1							
医療心理学	●				1									
コミュニケーション	●								1					
キャリアデザイン概論	●								1					

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 薬学 科目	薬学入門	●	1											
	医工薬連環科学	○			1									
	物理化学1	●		1										
	物理化学2	●			1									
	物理化学3	●				1								
	放射化学	●					1							
	分析化学1	●		1										
	分析化学2	●			2									
	生物無機化学	●			1									
	基礎有機化学	●	1											
	有機化学1	●		2										
	有機化学2	●			2									
	有機化学3	●				1								
	有機化学4	●					2							
	有機スペクトル学演習	●				1								
	基礎細胞生物学	●		2										
	生化学1	●		2										
	生化学2	●			2									
	分子生物学	●				2								
	微生物学	●			2									
免疫学	●					2								
機能形態学1	●		2											
機能形態学2	●			2										
応用 薬学 科目	薬学英语	●							1					
	応用分析学	●						1						
	応用放射化学	○						1						
	生物物理化学	○							1					
	薬用植物学	●	1											
	薬用天然物化学	●		2										
	生薬学	●			1									
	医薬品化学1	●						2						
	医薬品化学2	●							1					
	精密有機合成化学	○							1					
	衛生薬学1	●				2								
	衛生薬学2	●					2							
	衛生薬学3	●						2						
	分子細胞生物学	●						2						
	病原微生物学	●							1					
	先端分子医科学	○								1				
	基礎漢方薬学	●				2								
物理薬剤学	●						2							
医療統計学	●									1				

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
医 療 薬 学 科 目	医療人マインド	●	1											
	専門職連携医療論	○				1								
	生命医療倫理	●					1							
	医療と法	●						1						
	医療政策論	○								1				
	多職種融合（連携）ゼミ	○												1
	早期体験学習	●	← 1 →											
	医療薬学導入学習	●		1										
	薬理学1	●			2									
	薬理学2	●				2								
	薬理学3	●					2							
	薬理学4	●						2						
	アドバンスト薬理学	○												1
	生物薬剤学1	●				1								
	生物薬剤学2	●					1							
	薬物速度論	●						2						
	製剤設計学	●						2						
	薬物治療学1	●			2									
	薬物治療学2	●				2								
	薬物治療学3	●					2							
	薬物治療学4	●						2						
	薬物治療学5	●							2					
	アドバンスト薬物治療学	○								2				
	臨床化学	○						1			1			
	臨床感染症学	●								2				
	医薬品安全性学	○								1				
	漢方医学概論	○												1
	臨床薬学概論	●					1							
	医薬品情報学	●						1						
	個別化医療	●								1				
	コミュニティファーマシー	●									1			
	臨床薬物動態学	●								1				
	臨床導入学習1	●								3				
臨床導入学習2	●									1				
薬事関連法・制度	●								2					
社会保障論	●								1					
薬学基礎演習	●									1				
統合薬学演習	●												2	
薬学総合演習	●												← 3 →	

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
実 習 科 目	分析化学実習	●			1									
	物理化学実習	●				1								
	基礎有機化学実習	●		1										
	漢方・生薬学実習	●				1								
	有機化学実習	●						1						
	生物学実習	●			1									
	生物科学実習	●						1						
	衛生薬学・放射化学実習	●							1					
	薬理学実習	●							1					
	薬剤学実習	●							1					
	病院実務実習	●										← 10 →		
	薬局実務実習	●										← 10 →		
	特別演習・実習 ※2	●								←		14		→

●：必修科目 ▲：選択必修科目 ○：選択科目

選択科目は、同時間に複数科目開講することがある

※1 ドイツ語、中国語、ハングルより1カ国語を選択必修

※2 特別演習・実習は4年次前期から6年次前期の期間で行う

(別表2) 卒業に必要な単位数

<薬学部薬学科：令和3年度以降入学者適用>

種別	区分等	単位数	備考
必修科目	基礎教育科目 基礎薬学科目 応用薬学科目 医療薬学科目 実習	27単位 34単位 23単位 49単位 44単位	
選択必修科目	基礎教育科目 「ドイツ語1,2」「中国語1,2」 「ハングル1,2」から1ヵ国語2科目	2単位	
選択科目	①基礎教育科目 1・2年次配当 「文学の世界」「歴史と社会」 「地球環境論」「政治と社会」 「基礎心理学」「法と社会」 「経済の世界」「数理論理学」 「社会分析の基礎」「人間と宗教」 「文化人類学」「倫理と社会」 「コーチング論」「スポーツ・運動2」 「情報科学」 各科目1単位 ＜その他＞ 「本学の他学部、他大学等との単位互換の制度を利用して履修した科目」	4単位以上	・＜その他＞に区分する科目を除き、1年次では各学期に1科目、2年次では各学期に2科目まで選択して履修できる。
	②基礎薬学科目、応用薬学科目、医療薬学科目 2年次配当 「医工薬連環科学」「専門職連携医療論」 3年次配当 「応用放射化学」「精密有機合成化学」 「臨床化学」 4年次配当 「生物物理化学」「先端分子医科学1」 「医薬品安全性学」「医療政策論」 「アドバンスト薬物治療学」 6年次配当 「多職種融合(連携)ゼミ」 「漢方医学概論」 「アドバンスト薬理学」 各科目1単位	4単位以上 (2～4年次配当科目からは3単位以上、6年次配当科目からは1単位)	・3年次配当科目は、2科目まで選択して履修できる。 ・6年次配当科目は、1科目選択して履修する。
合計		187単位以上	

・各科目の配当年次学期及び単位数については本規程別表1を参照すること。

・単位互換の取扱いについては「薬学部単位互換実施に関する規程」に定める。

(別表 3) 研究生等納付金

<薬学部薬学科>

費 目		金 額	摘 要
研究生	指導料 (月額)	10,000 円	
	研究料 (月額)	20,000 円 10,000 円	本学卒業生
委託生	指導料 (月額)	20,000 円	
	研究料 (月額)	60,000 円以上	金額は研究内容その他を考慮して定める。
聴講生	聴講料 (1 科目)	10,000 円	
科目等履修生	授業料 (1 科目)	20,000 円	講義・演習科目 ただし、本学大学院薬学研究科在籍学生が、薬剤師国家試験を受験するために必要な学部講義・演習科目を履修する場合は、10,000 円とする。
	授業料 (1 科目)	60,000 円	実習科目 ただし、本学大学院薬学研究科在籍学生が、薬剤師国家試験を受験するために必要な学部実習科目を履修する場合は、10,000 円とする。

・ 本学卒業生には大阪薬科大学卒業生を含む。

大阪医科薬科大学 薬学部薬科学科規程

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）に設置する薬学部薬科学科（学生募集停止中）について、本学学則（以下、「学則」という。）及び本学薬学部規程第1条第3項に基づき必要な事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、薬学部教授会（以下、「教授会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(目 的)

第2条 薬学部薬科学科の目的は、健康、生命に関する有機的・総合的な知識を持つとともに、応用力、研究力を身に付けた薬学を基盤とする多様な分野で活躍できる人材の養成を目的とする。

(学科選択及び収容定員)

第3条 薬学部薬科学科は、令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生のうち、平成29年度以前の大阪薬科大学薬学部入学生が第4学年次進級時に配属を選択できる。

2 薬学部薬科学科の収容定員は、第4学年次において2名とする。

(修業年限)

第4条 薬学部薬科学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第5条 薬学部薬科学科の在学年限は、8年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、1年次から4年次までは同一学年に2年を超えて在学することができない。ただし、同一学年の在学年数が年度の途中で2年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当該学年に在学することができる。

(授業科目、履修及び授業日程の公示)

第6条 授業科目、単位数及び配当年次は別表1のとおりとする。

2 授業科目は原則として、配当されている学年次において履修しなければならない。

3 各学年次において履修する授業科目の内容、授業時間表及び担当教員はシラバスにより公示する。

(必修科目・選択必修科目・選択科目)

第7条 授業科目は必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けて開講する。

2 選択必修科目及び選択科目の履修届は、所定の期日までに提出しなければならない。た

だし、受講希望者が少ない場合には開講しないことがある。また、各選択科目で履修できる人数に制限を設けることがある。

- 3 履修届提出後の履修取消又は変更は、原則として認めない。ただし、授業科目によっては所定の期間に履修取消又は変更を認めることがある。

(授業時間・単位算定の基準)

第8条 学則第19条に定める授業時間は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習による授業は、原則として15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技による授業は、原則として45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、講義及び演習については15時間から30時間までの範囲、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 授業は、原則として90分を1回とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別演習・実習の授業科目については、それに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業期間)

第9条 学期における授業期間は、定期試験等の期間を除き、原則として15週とする。ただし、教育上特別の必要がある場合、この期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(成績の評価)

第10条 授業科目の成績の評価は、授業科目毎に担当教員が授業内容に対する学生の学習到達度によって行い、到達目標及び成績評価方法はシラバスに示す。

- 2 前項の評価は、学則第21条第2項の規定にかかわらず、原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、(A)100～80点、(B)79～70点、(C)69～60点、(D)59点以下とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一部の授業科目は、論文、報告書等の審査により合・否を判定する。

(単位の認定)

第11条 前条の成績の評価により、合格とする者に所定の単位を認定する。

- 2 実習及び実技の単位の認定には、原則として授業のすべてに出席することを必要とする。
- 3 前項の出席回数が不足し、所定の期日までに欠席届及び理由書を添えて願い出たときは、補充の授業を許可することがある。

(GPA)

第12条 学則第21条の2に規定するGP及びGPAは適用しない。

(試験の種類)

第13条 試験は定期試験、再試験及び特別再試験に分ける。なお、学則第22条に定める追試験は適用しない。

(定期試験)

第14条 定期試験を学期末に各1回行い、それぞれ前期定期試験及び後期定期試験とする。

2 出席回数が授業回数の3分の2に満たない者は、定期試験を受験することができないことがある。

3 定期試験における成績の評点は、試験の評点により、又は試験の評点に平常の成績を含め、100点を満点とした整数によって表示する。

(再試験)

第15条 再試験は原則として学期末に行う定期試験終了後に行う。

2 定期試験を受験し、成績が合格と判定されなかった場合、再試験を受験しなければならない。

3 平成27年度から平成29年度大阪薬科大学入学生については、2年次から4年次において、下位年次配当科目を受験する場合（再履修の場合を除く。）は、別表1に規定する当該科目の配当年次に実施する定期試験を再試験として受験し、成績が合格と判定されなかった場合、再度、再試験を受験しなければならない。

4 平成26年度以前大阪薬科大学入学生については、2年次から4年次において、下位年次の単位未修得科目の再試験に限り、次項各号の理由により欠席した場合、試験欠席届及び理由書を提出することにより、別日程による再試験受験を認められることがある。

5 定期試験を欠席した場合、再試験を受験しなければならない。なお、次の理由により欠席した場合、試験欠席届及び理由書を提出することができる。

(1) 忌引（一親等又は二親等死亡の場合）又は就職試験、大学院入試受験の場合

(2) 傷病（診断書を提出）

(3) その他やむを得ない理由

6 再試験における成績の評点は、試験の評点により、又は試験の評点に平常の成績などを含め、次のとおりとする。

(1) 平成27年度から平成29年度大阪薬科大学入学生については、60点を上限として表示する。ただし、前項第1号の場合は定期試験と同様に100点、第2号の場合は80点、第3号の場合は原則として70点をそれぞれ限度とする。

(2) 平成26年度以前大阪薬科大学入学生については、定期試験を受験した場合は70点を上限、定期試験を欠席した場合は60点を上限として表示する。ただし、前項第1号の場合は定期試験と同様に100点、第2号の場合は80点、第3号の場合は原則として70点をそれぞれ限度とする。

7 選択科目の再試験は、履修した年度のみ受験することができる。

(特別再試験)

第16条 第4学年次の再試験終了後、別表1及び別表2に規定する必要な履修授業科目の

うち、単位未修得科目について4年次特別再試験を行う。

2 特別再試験の受験要件は、次のとおりとする。

(1) 平成27年度から平成29年度大阪薬科大学入学生については、単位未修得科目のうち、必修科目及び選択必修科目が5科目を超える場合は、特別再試験を受験することができない。

(2) 平成26年度以前大阪薬科大学入学生については、単位未修得科目のうち、必修科目が7科目を超える場合は、特別再試験を受験することができない。

(3) 選択科目の受験は、3年次又は4年次に履修届を提出した科目に限る。

3 特別再試験における成績の評点は、試験の評点により、又は試験の評点に平常の成績などを含め、60点を限度として表示する。

4 定期試験を実施せずに、他の適切な方法で学修の成果を評価し単位を与える科目（実習、実技、演習等）については、特別再試験を実施しない。

(受験料)

第17条 再試験及び特別再試験を受験する者は、受験料を納めなければならない。

2 受験料の額は、1科目あたり1千円とする。

3 第15条第5項各号のいずれかに該当する再試験受験者は、受験料を免除する。

(試験受験の心得)

第18条 試験に関して不正な行為があったと認められた者については、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に基づき処分する。

2 試験受験に際しては、別に定める注意事項を遵守しなければならない。

(進級)

第19条 進級査定は、年度末に行う。

2 進級要件は、別表3に定める。

(卒業)

第20条 第4条に定める修業年限以上在学し、別表2に定める履修すべき授業科目のすべての単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（薬科学）の学位を授与する。

2 卒業の認定は、毎年度末に行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度においてこれを行うことができる。

(留年)

第21条 進級要件又は卒業要件に抵触し、進級又は卒業できない場合は、原級に留め置く。その場合、既修得単位は認める。

2 原級に留め置かれた場合、原則として当該年次までの単位未修得のすべての授業科目を再履修するものとする。

3 原級に留め置かれた場合、当該年度に限り第6条第2項の規定にかかわらず、一つ上位

の学年次に配当されている授業科目の履修（先取り履修）を認めることがある。

（休学）

第22条 病気その他やむを得ない理由により、3カ月以上修学することができない者は、学則第26条により休学を申請することができる。

- 2 休学を申請する者は、その理由を記した保証人連署の休学願を提出し、許可を得なければならない。
- 3 前項の休学願には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えなければならない。
- 4 休学中の在籍料については、月額2万円を納付しなければならない。

（休学期間）

第23条 休学期間は1年以内の学期単位を原則とし、年度をまたぐことはできない。引き続き休学しようとする者は、あらかじめ願い出て許可を得なければならない。

- 2 休学期間は通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は第5条に定める在学年限に算入しない。

（再入学）

第24条 本学を退学した者又は学則第30条第4号により除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願い出たときは、学力等について審議のうえ許可することがある。

- 2 再入学を願い出る者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。
- 3 再入学を許可された者は、学則第15条の規定により入学手続きをしなければならない。ただし、学則第30条第4号により除籍された者の再入学は、滞納した納付金を納付することを条件とする。また、既に提出した書類について変更がない場合は、これを省略することができる。
- 4 再入学を許可された者が退学前又は除籍前に修得した単位は認め、退学又は除籍までの在学年数は第5条の在学年限に算入する。

（学費の納入に関する取扱い）

第25条 薬学部の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

（改廃）

第26条 この規程の改廃は、教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年度以降の収容定員は0名とし、薬学部薬科学科は在籍学生がいなくなった時点で廃止する。
- 3 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に移入学した学生の大阪薬科大学における修業年数及び在学年数については、第4条及び第5条に規定する修業年限及び在学年

限に継承する。

- 4 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生の大阪薬科大学において修得した単位等については、薬学部に継承する。
- 5 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生の第23条第2項に規定する休学期間の上限の適用は、大阪薬科大学における休学期間と通算して取り扱う。また、同転入学した学生の第24条第1項に規定する再入学の願出期限の適用は、大阪薬科大学における退学又は除籍の日から起算して取り扱う。
- 6 平成26年度以前の大阪薬科大学入学生については、第5条第2項中の「2年」を「3年」に読み替える。

(別表1-1) 授業科目及び単位年次配当表

<薬学部薬科学科：平成27年度～平成29年度大阪薬科大学入学生適用>

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基 礎 教 育 科 目	文学の世界(教養)	○	1		1					
	歴史と社会(教養)	○	1		1					
	地球環境論(教養)	○	1		1					
	政治と社会(教養)	○	1		1					
	基礎心理学(教養)	○	1		1					
	法と社会(教養)	○	1		1					
	経済の世界(教養)	○	1		1					
	社会分析の基礎(教養)	○	1		1					
	人間と宗教(教養)	○			1		1			
	文化人類学(教養)	○			1		1			
	倫理と社会(教養)	○			1		1			
	コーチング論(教養)	○			1		1			
	スポーツ・運動実習2(教養)	○			1		1			
	数理論理学(教養)	○			1		1			
	数学1	●		1						
	数学2	●			1					
	数理統計学	●				1.5				
	物理学1	●		1						
	物理学2	●			1					
	英語リスニング1	●		1						
	英語リスニング2	●			1					
	英語リーディング1	●		1						
	英語リーディング2	●			1					
	英語スピーキング1	●				1				
	英語スピーキング2	●					1			
	英語ライティング1	●				1				
	英語ライティング2	●					1			
	ドイツ語1	※1 ▲		1						
	ドイツ語2	※1 ▲			1					
	フランス語1	※1 ▲		1						
	フランス語2	※1 ▲			1					
	中国語1	※1 ▲		1						
	中国語2	※1 ▲			1					
	ハングル1	※1 ▲		1						
	ハングル2	※1 ▲			1					
	異文化言語演習1	●						1		
	異文化言語演習2	●							1	
	心理社会	●				1.5				
	コミュニケーション	●					1.5			
	医療と法	●							1	
身体運動科学	●		1							
スポーツ・運動実習1	●		1							
情報科学	○			1						
情報科学演習	●		1							
化学	●		1							
化学演習	●		1							
生物学	●		1							
医工薬連環科学	○				1.5					
基礎有機化学	●		1							

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基 礎 薬 学 科 目	薬学入門	●	1						1	
	基礎細胞生物学	●		1.5						1.5
	有機化学1	●		1.5						1.5
	有機化学2	●			1.5					
	有機化学3	●				1.5				
	有機化学4	●					1.5			
	有機スペクトル解析学	●				1.5				
	物理化学1	●		1.5						1.5
	物理化学2	●			1.5					
	物理化学3	●				1.5				
	分析化学1	●		1.5						1.5
	分析化学2	●			1.5					
	放射化学	●					1.5			
	生化学1	●		1.5						1.5
	生化学2	●			1.5					
	生化学3	●				1.5				
	微生物学	●			1.5					
	機能形態学1	●		1.5						1.5
機能形態学2	●			1.5						
生物無機化学	●			1.5						
免疫学	●						1.5			
応 用 薬 学 科 目	医療統計学	●					1			
	生薬学	●		1.5						
	基礎漢方薬学	●			1.5					
	薬用天然物化学 1	●				1.5				
	薬用天然物化学 2	●					1.5			
	衛生薬学1	●				1.5				
	衛生薬学2	●					1.5			
	衛生薬学3	●					1.5			
	衛生薬学4	●						1.5		
	病原微生物学	●				1.5				
	分子細胞生物学	●					1.5			
	ゲノム医科学	●					1.5			
	バイオインフォマティクス	●							1.5	
	応用分析学	●					1.5			
	応用放射化学	○						1		
	生物物理化学	○							1.5	
	分子設計学	●							1.5	
	物理薬剤学	●					1.5			
合成化学	●						1.5			
薬品合成化学	○							1.5		
医薬品化学	○							1.5		

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
医 療 薬 学 科 目	早期体験学習 1	●	← 1 →							
	早期体験学習 2	●		0.5						
	人体の構造と病態 1	●	1.5							
	人体の構造と病態 2	●		1.5						
	病態生化学	●						1.5		
	薬理学 1	●				1.5				
	薬理学 2	●					1.5			
	薬理学 3	●						1.5		
	薬理学 4	○							1.5	
	製剤学	●						1.5		
	生物薬剤学 1	●				1.5				
	生物薬剤学 2	●					1.5			
	薬物動態解析学	●						1.5		
	薬物治療学 1	●			1.5					
	薬物治療学 2	●				1.5				
	薬物治療学 3	●					1.5			
薬物治療学 4	●						1.5			
医薬品情報学	●						0.5			
実 習 科 目	基礎薬学実習	●	0.5							
	基礎有機化学実習	●		1						
	有機化学実習	●					1			
	漢方・生薬学実習	●				0.5				
	分析化学実習	●			1					
	物理・放射化学実習	●				1				
	生物学実習	●			1					
	生物科学実習	●					1			
	衛生薬学実習	●						1		
	薬理学実習	●						1		
	薬剤学実習	●						1		
	特別演習・実習 (前期) ※2	●							5	
特別演習・実習 (後期) ※2	●								6	

●：必修科目 ▲：選択必修科目 ○：選択科目

選択科目は、同時間に複数科目開講することがある

※1 ドイツ語、中国語、ハングルより1カ国語を選択必修

※2 特別演習・実習は4年次前期、4年次後期の期間で行う

(別表1-2) 授業科目及び単位年次配当表

<薬学部薬科学科：平成26年度以前大阪薬科大学入学生適用>

区分	授業科目	必修	1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎 教育 科目	人間と文化1 (人間と文学・芸術) ※1	○	1								
	人間と文化2 (人間と歴史) ※1	○	1								
	人間と文化3 (人間と宗教) ※1	○		1							
	人間と文化4 (文化人類学) ※1	○		1							
	人間と文化5 (人間と生命) ※1	○			1						
	人間と文化6 (人間と地球環境) ※1	○			1						
	人間と文化7 (人間と言語) ※1	○				1					
	人間と文化8 (人間と政治) ※1	○				1					
	数学1	●	1								
	数学2	●		1							
	数理統計学	●				1.5					
	物理学入門1	●	1								
	物理学入門2	●			1						
	英語1	●	1								
	英語2	●			1						
	英語3	●				1					
	英語4	●					1				
	ドイツ語1 ※2	▲	1								
	ドイツ語2 ※2	▲			1						
	フランス語1 ※2	▲	1								
	フランス語2 ※2	▲			1						
	異文化言語演習1	●						1			
	異文化言語演習2	●							1		
	医療総合人間学2 医療と健康	●	1.5								
	医療総合人間学3 総合人間学/コミュニケーション学	●			1.5						
	医療総合人間学4 生命倫理と法/人権とジェンダー	●				1.5					
	医療総合人間学5 臨床心理学/医療社会学	●					1.5				
	健康科学演習1	●	1								
	健康科学演習2 ※3	○			0.5						
	情報科学	○			1.5						
	情報科学演習	●	1								
	化学	●	1								
	化学演習	●	1								
生物学	●	1									
医薬連環科学	○				1.5						
基礎有機化学	●	1									
実践ビジネス英語 ※3	○									0.5	

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基 礎 薬 学 科 目	医療総合人間学1 薬学・生命倫理の基礎	●	0.5							
	基礎細胞生物学	●		1.5						
	有機化学1	●		1.5						
	有機化学2	●			1.5					
	有機化学3	●				1.5				
	有機化学4	●					1.5			
	有機スペクトル解析学	●				1.5				
	物理化学1	●		1.5						
	物理化学2	●			1.5					
	物理化学3	●				1.5				
	分析化学	●		1.5						
	機器分析学	●			1.5					
	放射化学	●				1.5				
	生化学1	●		1.5						
	生化学2	●			1.5					
	生化学3	●				1.5				
	微生物学	●			1.5					
	機能形態学1	●		1.5						
	機能形態学2	●			1.5					
生物無機化学	●			1.5						
免疫学	●					1.5				
応 用 薬 学 科 目	薬学英语1	●						1		
	薬学英语2	●							1	
	生物統計学演習	●					1			
	生薬学1	●		1.5						
	生薬学2	●			1.5					
	薬用天然物化学 1	●				1.5				
	薬用天然物化学 2	●					1.5			
	衛生薬学1	●			1.5					
	衛生薬学2	●				1.5				
	衛生薬学3	●					1.5			
	衛生薬学4	●						1.5		
	病原微生物学	●				1.5				
	分子細胞生物学	●						1.5		
	応用分子生物学	●					1.5			
	応用分析学	●					1.5			
	応用放射化学	○					1.5			
	生体分子機能学	●								1.5
	生物物理化学	●							1.5	
	分子設計学	●								1.5
	生体分析学	●								1.5
	基礎薬剤学	●					1.5			
	薬品合成化学1	●						1.5		
	薬品合成化学2	●							1.5	
医薬品化学1	●							1.5		
医薬品化学2	●								1.5	
薬局方総論	●							1		
薬事関連法・制度	●							1.5		
薬科学卒業演習	●								0.5	

区分	授業科目	必 選	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
医 療 薬 学 科 目	早期体験学習 1	●	← 1 →							
	早期体験学習 2	●		0.5						
	人体の構造と機能	●	1.5							
	病態生理学 1	●		1.5						
	病態生理学 2	●			1.5					
	病態生化学	●					1.5			
	薬理学 1	●				1.5				
	薬理学 2	●					1.5			
	薬理学 3	●						1.5		
	薬理学 4	●							1.5	
	剤形設計学	●						1.5		
	薬物動態学 1	●					1.5			
	薬物動態学 2	●						1.5		
	薬物動態学 3	●							1.5	
	薬物治療学 1	●					1.5			
	薬物治療学 2	●						1.5		
	薬物治療学 3	●							1.5	
	薬物治療学 4	●								1.5
	医療薬剤学 1	●						1.5		
	医療薬剤学 2	●							1.5	
医薬品安全性学	●								1.5	
医療総合人間学 6 医療倫理学	●							1.5		
医療総合人間学 7 医療経済学・医療制度論	●								1.5	
臨床化学	●						1.5			
臨床生理学	●							1.5		
医用工学概論	●							1.5		
実 習 科 目	基礎薬学実習	●	0.5							
	基礎有機化学実習	●		1						
	有機化学実習	●					1			
	生薬学実習	●				0.5				
	分析化学実習	●			1					
	物理・放射化学実習	●				1				
	生物学実習	●		1						
	生物科学実習	●					1			
	衛生薬学実習	●						1		
	薬理学実習	●						1		
	薬剤学実習	●							1	
	特別研究 (前期)	●								5
	特別研究 (後期)	●								6

●：必修科目 ▲：選択必修科目 ○：選択科目

選択科目は、同時に複数科目開講することがある

※1 人間と文化1と2、3と4、5と6、7と8は同時開講

※2 ドイツ語又はフランス語のいずれか一方を選択必修

※3 「健康科学演習2」、「実践ビジネス英語」は自由選択科目で卒業要件には含まない

(別表2-1) 卒業に必要な単位数

<薬学部薬科学科：平成27年度～平成29年度大阪薬科大学入学生適用>

種別	区分等	単位数
必修科目	基礎教育科目	26.5単位
	基礎薬学科目	31単位
	応用薬学科目	25単位
	医療薬学科目	23単位
	実習	21単位
選択必修科目	基礎教育科目 「ドイツ語1,2」「フランス語1,2」 「中国語1,2」「ハングル1,2」から1カ国語2科目	2単位
選択科目	①基礎教育科目 「教養科目(各1単位)」 「情報科学(1単位)」「医工薬連環科学(1.5単位)」 「3大学連携、5大学連携、コンソーシアム大阪の各プログラム」 の中から ※但し、「教養科目」からは3単位以上修得すること	5単位以上
	②基礎教育科目以外 応用薬学科目 「応用放射化学(1単位)」「生物物理化学(1.5単位)」 「薬品合成化学(1.5単位)」「医薬品化学(1.5単位)」 医療薬学科目 「薬理学4(1.5単位)」 計7単位の中から	3単位以上
合計		136.5単位以上

1. 選択科目は、各項目ごとに示された単位数以上の単位を修得すること。

2. 3大学連携、5大学連携、コンソーシアム大阪の単位互換の取扱いについては別に定める。

(別表2-2) 卒業に必要な単位数

<薬学部薬科学科：平成26年度以前大阪薬科大学入学生適用>

種別	区分等	単位数
必修科目	基礎教育科目	23.5単位
	基礎薬学科目	30.5単位
	応用薬学科目	37.5単位
	医療薬学科目	22.5単位
	実習	21単位
選択必修科目	基礎教育科目 「ドイツ語1,2」「フランス語1,2」から1カ国語2科目	2単位
選択科目	①基礎教育科目 「人間と文化1,2,3,4,5,6,7,8(各1単位)」 「情報科学(1.5単位)」「医工薬連環科学(1.5単位)」 「3大学連携、5大学連携、コンソーシアム大阪の各プログラム」 の中から	4単位以上
	②基礎教育科目以外 応用薬学科目 「応用放射化学(1.5単位)」 医療薬学科目 「薬理学4(1.5単位)」「薬物動態学3(1.5単位)」 「医療薬剤学2(1.5単位)」「医薬品安全性学(1.5単位)」 「臨床化学(1.5単位)」「医用工学概論(1.5単位)」 「臨床生理学(1.5単位)」「薬物治療学3(1.5単位)」 「薬物治療学4(1.5単位)」「医療総合人間学7(1.5単位)」 計16.5単位の中から	4.5単位以上
合計		136.5単位以上

1. 選択科目は、各項目ごとに示された単位数以上の単位を修得すること。

2. 3大学連携、5大学連携、コンソーシアム大阪の単位互換の取扱いについては別に定める。

(別表3) 進級要件

<薬学部薬科学科>

平成27年度～平成29年度大阪薬科大学入学生適用	平成26年度以前大阪薬科大学入学生適用
<p>1 1年次から2年次への進級は、1年次に課せられた必修科目及び選択必修科目のうち、単位未修得科目が5科目以下のとき認められる。</p> <p>2 2年次から3年次への進級は、次の各号すべてを満たしたときに認められる。</p> <p>(1) 2年次までに課せられた必修科目及び選択必修科目の単位未修得科目が5科目以下であること</p> <p>(2) 基礎教育科目の選択科目を5単位以上修得していること(ただし、教養科目は3単位以上修得していること)</p> <p>3 3年次から4年次への進級は、次を満たしたときに認められる。</p> <p>(1) 3年次までに課せられた必修科目及び選択必修科目の単位未修得科目が5科目以下であること</p>	<p>1 1年次から2年次への進級は、1年次に課せられた必修科目及び選択必修科目のうち、単位未修得科目が5科目以下のとき認められる。</p> <p>2 2年次から3年次への進級は、次の各号すべてを満たしたときに認められる。</p> <p>(1) 1年次に課せられた必修科目及び選択必修科目をすべて修得していること</p> <p>(2) 2年次に課せられた必修科目及び選択必修科目の単位未修得科目が7科目以下であること</p> <p>(3) 基礎教育科目の選択科目を4単位以上修得していること</p> <p>3 3年次から4年次への進級は、次の各号すべてを満たしたときに認められる。</p> <p>(1) 2年次に課せられた必修科目及び選択必修科目をすべて修得していること</p> <p>(2) 3年次に課せられた必修科目の単位未修得科目が7科目以下であること</p>

大阪医科薬科大学 薬学部教授会規則

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規則は、大阪医科薬科大学学則（以下、「学則」という。）第47条の規定に基づき、大阪医科薬科大学薬学部教授会（以下、「教授会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組 織)

第2条 教授会は、薬学部長（以下、「学部長」という）及び薬学部教授をもって組織する。
2 教授会が必要と認める場合、准教授、講師、助教を加え、薬学部拡大教授会とすることができる。
3 学長は、重要と判断する議事において教授会に出席することができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定するに当たり、審議のうえ意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
(2) 学位の授与
(3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
3 第1項第3号に掲げる事項については、学長が別に定める。

(招集及び議長等)

第4条 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。
2 議長に差支えあるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。
3 教授会は、原則として毎月1回招集する。ただし、学部長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。
4 やむを得ず教授会を欠席する場合には、原則として欠席届を提出しなければならない。

(審議事項等の通知)

第5条 教授会の審議事項等は、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議 事)

第6条 教授会は、構成員総数の3分の2以上の出席で成立する。
2 校務により出席できない旨記載した欠席届を事前に提出した者は、前項の定足数におい

て出席者とみなす。

- 3 教授会の議事は、現に出席している者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教員人事に関する議決事項は、別に定める。

(事 務)

第7条 教授会の事務は、薬学学務部が担当する。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。